

## 緊急防災・減災事業債制度の継続・拡充について

北信越部会提出  
説明担当 高岡市

近年、全国的に大規模な地震や津波、集中豪雨等といった自然災害が頻発するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じています。

こうした中、緊急防災・減災事業債については、地方が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう、対象事業を拡充したうえで、東日本大震災に係る復興・創生期間である令和2年度まで継続することとされております。

地方自治体では、これまでも、緊急防災・減災事業債を活用して、公共施設の耐震化や防災拠点施設の整備、消防防災体制の充実強化を進めてきておりますが、今後も継続して、地域防災力の強化や災害に強いまちづくりのための事業を計画的かつ着実に実施していく必要があります。

よって、国におかれましては、緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、地方の実情を踏まえて対象事業を拡充されるよう強く要望します。